

生活困窮者自立支援法に基づく
就労訓練事業の認定申請等について

八 尾 市

(案)

1. 申請受付等について

(1) 申請受付日時について

- 申請受付日 : 月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)
- 申請受付時間: 8時45分から17時15分まで

(2) 認定に係る期間について

- 認定には申請を受け付けした日から1か月程度でかかります。

(3) 申請方法について

- 郵送で申請される場合は、下記へ送付してください。
- 送付される際は、書留等、紛失の恐れがない方法でご送付ください。

【送付先】

〒581-0006

八尾市清水町 1-1-6

八尾市魅力創造部労働支援課

就労訓練事業認定担当 宛

- 持参により申請される場合は、必ず事前に電話にて予約してください。
(予約がない場合、担当者不在等により、受付できない場合があります。)

【申請予約連絡先】

八尾市魅力創造部労働支援課

Tel: 072-924-3860 (直通)

- ※ 月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)の8時45分から17時15分までにお問い合わせください。

2. 認定申請について

申請にあたっては、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第21条各号に規定する就労訓練事業の認定基準を満たすことが必要です。

認定申請を行う前には、当該認定基準と、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を併せてご確認願います。

(1) 認定について

就労訓練事業の認定は、本市に就労訓練事業の経営地のある法人に対して行います。

(2) 認定の対象について

認定は、事業所毎に行います。ただし、同一法人が、本市内に立地する複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合は、複数の事業所分を

(案)

まとめて申請することができます。

(3) 認定基準の内容について

則第21条各号に規定する就労訓練事業の認定基準の内容は、以下のとおりです。

【就労訓練事業者に関する要件】

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

※ 例えば、就労支援体制、就労訓練事業における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。

⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から起算して5年を経過しない者

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(案)

- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

【就労等の支援に関する要件】

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものをおこなうこと。
 - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

【安全衛生に関する要件】

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者に係る者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

【災害補償に関する要件】

就労訓練事業の利用に関する災害（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

3. 認定申請に必要な書類と留意事項について

(1) 必要な書類について

認定申請にあたり、必要な書類は以下（①及び②）のとおりです。

- ① 生活困窮者就労訓練事業認定申請書（規則様式第2号）

(案)

- ア 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- イ 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- ウ 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- エ 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- オ 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- カ 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- キ 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- ク 就労訓練事業の定員の数
- ケ 就労訓練事業の内容
- コ 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

② 添付書類（則第 20 条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類）

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監査を受ける法人は、1～5は不要。

添付書類	要件等
1. 法人の全部事項証明書（原本） ※ 発行日より 3 か月以内の証明書	(ア) 法人格を有すること
2. 事業所の平面図及び写真 ※ 写真は、事業所の外観や就労訓練が行われる場所の様子がわかるもの	(イ) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること
3. 事業所の概要がわかる書類及び法人等の組織図	
4. 直近の貸借対照表又は収支計算書の写し（原本証明書）	
5. 就労訓練事業を行う者の役員名簿	(ウ) 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
6. 誓約書（要綱様式第 1 号）	(エ) 誓約書における 1～8 を確認後誓約すること。
7. 必要があると認められた場合に、別途指示する書類	(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 申請書類作成にあたっての留意事項

- ① 使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用すること。
- ② 申請書類の大きさは、特段の定めがない限り、A4 サイズ（日本工業規

(案)

格 A4 列 4 番) とすること。各様式については、それぞれの頁を片面印刷(誓約書は両面印刷)して使用すること。また、写真については、A4 サイズ用紙に写真データを貼り付け印刷するか、あるいは A4 サイズ用紙に写真自体を貼り付け提出すること。

(3) 申請書等の補正

申請書の記載事項に係る不備や、添付書類に不足がある場合は、申請者は本市の指示に従い、速やかに補正してください。すべての補正完了後、認定に係る手続きを行います。

(4) 認定及び情報の公開等

認定申請された就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定通知書を送付することにより、認定した旨を通知し、本市のホームページなどで情報を公開します。

一方、認定基準に適合していると認められず、認定を行わない場合は、申請者に対し、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書を送付します。

(5) 認定の取消

認定した就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消し、認定取消通知書を送付します。

(6) 報告徴収

法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めます。

(7) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の第2種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め、10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、市長あて所定の事項を届け出てください。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

(案)

4. 事業開始後（事業変更の届け出）について

認定就労訓練事業は、認定就労訓練事業について、3（1）の①に掲げる事項（3（1）の①オ～キまでに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は、速やかに変更のあった事項及び変更年月日を、3（1）の①オ～キまでに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については要綱様式第6号、事後届出事項については要綱様式第5号）により、市長に届け出てください。

また、第2種社会福祉事業として、認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別に変更の日から一月以内に、社会福祉法第69条第2項の規定に基づく届け出が必要ですので、市長宛所定の事項を届け出てください。